

小規模保育事業の入園対象年齢の拡大について

(国家戦略特別区域ワーキンググループで検討中)

1. 現行制度の考え方

- 現行制度において、小規模保育事業の入園対象年齢は原則0～2歳(※)であり、
 - ①都市部においては、待機児童の80%以上が0～2歳児であり、その解消を図ること
 - ②人口減少地域では、身近な地域での子育て支援機能を確保することを目的として、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に新たに位置付けられた。
※現行法においては、保育の提供体制等の地域の事情を勘案して、例外的に3歳以上の入園も可能と規定。

2. 東京都の要望内容・理由

- 国家戦略特区において、小規模保育事業の入園対象年齢を0～5歳(あるいは3～5歳)とすること。
- 要望の理由は、都市部においては、
 - ①3歳以降に通うことになる連携施設の設定が困難との指摘があること
 - ②3歳以降の受け皿が十分確保されていないこと等により待機児童が発生し、現行制度の前提が崩れているため。

3. 対応案

- 待機児童の多い国家戦略特区内に限って、0～5歳を対象とする小規模保育事業を認めることとする。(国家戦略特別区域法改正による児童福祉法の特例措置)
- 併せて、3歳以上を預かる小規模保育事業には、以下の条件を設ける。
 - ①異年齢で構成されるグループ保育においては、個々の発達過程等に応じた適切な支援ができるよう配慮すること。
 - ②3歳以上児については、個の成長と、友達との相互的・協力的な活動が促されるよう配慮すること。
 - ③上記①・②について配慮しているか、事業者は市町村を通じて都道府県に報告するとともに、都道府県はその情報を公表すること。
 - ④ 現行の小規模保育事業と同様の設備運営基準や保育所保育指針等を適用すること。
 - ⑤ 3歳以上児に係る公定価格については、3歳以上児の人員配置基準等を踏まえたものとする。
- 国家戦略特別区域法の改正後速やかに施行※必要な公定価格の設定等も改正法の施行までに準備